○農林水産省告示第千五百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市深沢字七曲四八の四、四八の六、四八の九、四八の一〇、四八の一二、四八の一七、四八の二六、四八の二七、四八の二九、四八の三一、四八の三五、四八の三六、四八の四〇、四八の六一、四九の一三、四九の一六、四九の一七、四九の二七から四九の二九まで、四九の六六、四九の六七、四九の七〇から四九の七二まで、四九の七四から四九の八一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字七曲四八の九・四八の三五・四八の四〇・四八の六一・四九の六六・四九の六七・四九の七一・四九の七二・四九の七五（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町桑瀬字ヒサワラ五四の一、五五の一、五六から五九まで、七〇の一、二五九の一、二六〇、二六二、二六三、二六四の三、二六四の五、二六七の一、字黒岩三〇六の二、字ユヅリハ三九〇の六、三九三の一、字宮谷二四九の三、二四九の五、字土居二三、字下タ切二二八の三、脇ノ山字野久保二三一、二三五の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮谷二四九の三・二四九の五・字土居二三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　高知県土佐郡大川村上小南川字地立林一八四の一、一八五、一八六の一、二九九の一、二九九の三、二九九の五、二九九の七、二九九の八、二九九の一〇、二九九の一三、字東妙ガ一九一の一・一九八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一九一の三、一九四の二、一九五の一、字妙ガ一七〇、一七四、二九七の四、二九八の一、二九八の三、字栃ノ内二〇四、二〇五の一、二〇九の一、二一一、二一二、三〇二の一、三〇三の二、字川口三〇八の一から三〇八の三まで、三一一の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び大川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　高知県長岡郡大豊町立川下名字カケヒ二〇二三の五、二〇二三の一一、二〇二三の一八、角茂谷字猪ノ谷一五七五、一五八一、一五八四から一五八六まで、三九八九のイ、字三ツ辻一六〇〇のイ、四〇一一、字上猪ノ谷三九九六、字白瀧三九三二の七、三九三二の九、三九三二の一〇、三九三二の一五から三九三二の一七まで、三九三九、三九四一の一、三八八四の一、三八八四の三、字柳ノ本三九九一の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　高知県香美市土佐山田町西又字ヲクコグラ一、二、三の一、三の二、四から六まで、九四六、字コグラ九四七、字下タ天狗九五五の一、九五五の二、字フルシガトコ九五七の二・字天狗瀧九四五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字三寶ノ岡九四四の一、九四四の二、字西小倉九四九の三、九四九の四、九四九の七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年十一月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県大村市東大村一丁目二四九〇の一・二五二九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二四八三、雄ヶ原町一七八二の一、重井田町九四五の一、九四五の三、池田二丁目一二九八の一、一二九八の三、一二九八の一九、一二九八の二二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び大村市役所に備え置いて縦覧に供する。）